

水俣病の認定義務付け訴訟最高裁判所判決に関する会長声明

本日、最高裁判所第三小法廷は水俣病の認定を巡る裁判で、熊本県が水俣病と認定しなかった、水俣市の女性を水俣病と認定した福岡高等裁判所判決を支持し、また、豊中市の女性について水俣病と認めなかった大阪高等裁判所判決を破棄し差し戻した。

最高裁判所は、感覚障害や運動失調、視野狭窄など複数症状の組み合わせを要件とする、いわゆる「昭和52年判断条件」を満たさない場合にも水俣病と認定できる場合があるとして、これまでの行政の認定を広げる判断をした。

水俣病の認定基準については、既に、水俣病関西訴訟大阪高等裁判所判決において、家族に認定患者がいるなど一定の条件を満たせば感覚障害だけでも水俣病と認定できると判断され、最高裁判所もこれを支持したことから、「昭和52年判断条件」は実質的に否定されたと考えられていた。しかし、国はその後水俣病の認定基準を変更しなかったため、ほとんどの患者は水俣病と認定されない状況が続いたのであった。国は、長年にわたり誤った認定基準によって多くの水俣病患者を切り捨ててきたことになるが、この責任は極めて重大である。

国は、今回の最高裁判所判決を踏まえ、全ての水俣病患者を救済するために、感覚障害等一症状だけであっても、曝露歴がある限りは、水俣病患者として認定するよう、「昭和52年判断条件」を速やかに見直すべきである。そして、これまで長年にわたり誤った認定基準を前提として多くの水俣病被害者を不当にも切り捨ててきたことを真摯に反省し、水俣病問題の全面的解決のために最大限の努力を尽くす必要がある。

当会は、今後も引き続き、水俣病問題の抜本的な救済を目指して全力を尽くす所存である。

2013年（平成25年）4月16日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃